

川崎市宮前区公告第69号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができ
ないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準
用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告し
ます。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年12月12日

川崎市宮前区長 斎藤 正孝

（別紙省略）